〈参考資料１〉

市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の見直しの方向について

【目的】　社会情勢や時代の変遷において、継続的に市民と市がより良い市民参加と市民協働の制度としていくことを目的に、基本条例の運用状況を評価し、効果等の検討を重ね、それを具現化するために、自治体運営の基本ルールの検討を視野に入れながら、見直しを図る。

【根拠】

Ⅰ.・基本条例第 30 条第２項第５号

市民参加と市民協働に関する審議会は、市の実施機関の諮問に応じて次の事項について、調査及び審議する。

「この条例の改正又は廃止に関する事項」

平成 22 年度諮問『この条例の改正に関する事項』

・同条第３項

審議会は、前項に規定する審議を通じて必要があると認めるときは、市民参加と市民協働の推進に関する事項について、市の実施機関に意見を述べることができる。

Ⅱ.前期基本計画 第１章まちづくりの原則－１.市民参加と協働のまちづくり

―施策小項目３.市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の見直し

「市民参加と市民協働がより一層活発に行われるよう、現状の課題を分析・検討し、行政の基本ルールの確立とも関連して基本条例の見直しに取り組みます。」

＊目標 24 年度

〈参考〉前期基本計画 第２章行財政運営―３.自治体としての自立と広域連携

―施策小項目２.自治体運営の基本ルールの検討

「市民が主役の市政運営を進めていくために、市民参加・市民協働の進捗と市民の機運を考慮したうえで、自治体運営の基本ルールの検討に入ります。このルールの検討は、既存の市民参加と協働の推進に関する基本条例の見直しの際に、市民の主体的な参加のもとに議論を重ねながら進められるよう、市民主体の検討機関において行います。」

＊目標年度なし

〈参考資料１〉

【基本条例等の課題としてあげられる項目（事務局整理）】

① 第４条（市民参加の権利）第２項　満 20 歳未満の青少年及び子どもについても、年齢にふさわしい市民参加の権利を有するものとする。

課題：　青少年の市民参加推進のために、具体的手法や手続きを定める必要があるか検討する。

② 第６条第２項（市民参加手続き提案制度）　市民は、市の実施機関が前条第１項（省略）の規定に基づき市民参加の手続きを行おうとするもの、又は行っているものについて別に定める規定に基づき、市民参加の手続きの方法について、市の実施機関に提案することができる。

課題：・実績がない。

・行政側の市民参加手続きが充分に行われているからなのか、市民に対する制度の周知不足か、制度設計の問題なのか検討を要する。

③ 第９条（審議会等の委員）第１項　市の実施機関が条例等に基づき設置する各種の審議会、委員会並びに協議会等の委員の任命又は委嘱については、委員の年齢構成及び男女比率並びに委員の任期数及び他の審議会等との兼職状況等に配慮するとともに、市民委員のうち全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。

課題：住民基本台帳より無作為抽出する市民委員の制度化を検討する。

④ 第 15 条（意見の提出方法等）第２項　パブリックコメントの手続きにおける意見の募集を告知してから意見の提出期限の間に２週間以上の期間を設けなければならない。

・基本条例の基本的な考え方では、望ましい形としては３週間程度を想定している。

課題：　現在の運用状況や国の制度として「30 日以上」としている点を踏まえ、改めて適当な意見提出期間を検討する必要がある。

⑤ 第 25 条（活動場所の提供）　市は、市民公益活動を行う団体が、活動の分野や性格を問わず自由に使用できる場所を提供するように努めるものとする。

課題：　市民公益活動団体の活動場所の確保の必要性から、市民活動支援センターの設置理念と位置づけを盛り込む。

⑥ 第 27 条第２項（市民協働事業提案制度）　市民公益活動を行う団体は、別に定める規定に基づき、市民協働で行う事業について、市の実施機関に提案することがで

きる。

課題：・現制度の市民団体からの自由テーマによる提案手法は、提案件数が伸び悩んでいる。

平成 19 年度は２件提案で１件採択、平成 20 年度は５件提案で３件採択、平成 21 年度は２件提案で２件採択、平成 22 年度は継続事業提案１件で採択となっている。

・団体にとって提案申請手続きのハードルが高いからなのか。

・行政からテーマを提示して提案事業を募集する新たな制度の導入の検討が必要である。（市民公益活動団体登録の活用）

⑦　第 28 条（登録制）第１項　参入の機会の提供を受けようとする団体は、公益性及び公開性を有し、かつ、代表者を含め役員３名以上を置くものとする。ただし、営利を目的とする法人は除く。

第２項　前項の団体は、あらかじめ各号（省略）に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出して、その登録を受けなければならない。

第３項　市長は、前項の申請が市民公益活動を行う団体の要件に適合し、いずれかの条件（省略）を満たすと認めたときは、当該団体を登録するものとする。

課題：　登録制度に伴う行政と団体の情報共有等の連携強化や、地域課題解決への協働の取り組みについて一層明確にする必要がある。また、市民への登録団体情報の提供について規定を要する。

⑧　推進指針Ⅲ（１）　市民参加の手続を実施した場合には、原則として４週間以内にその結果を担当部署からホームページの「会議録のひろば」に公表する。

課題：　会議録の公表時期については、遅延状況にある。事務局での会議録作成や次回会議までの委員による確認に時間がかかる。